

身体拘束を減らすための当院の取り組み —安全と尊厳を大切にした医療・ケアを目指して—

2026年
4月～8月
報告

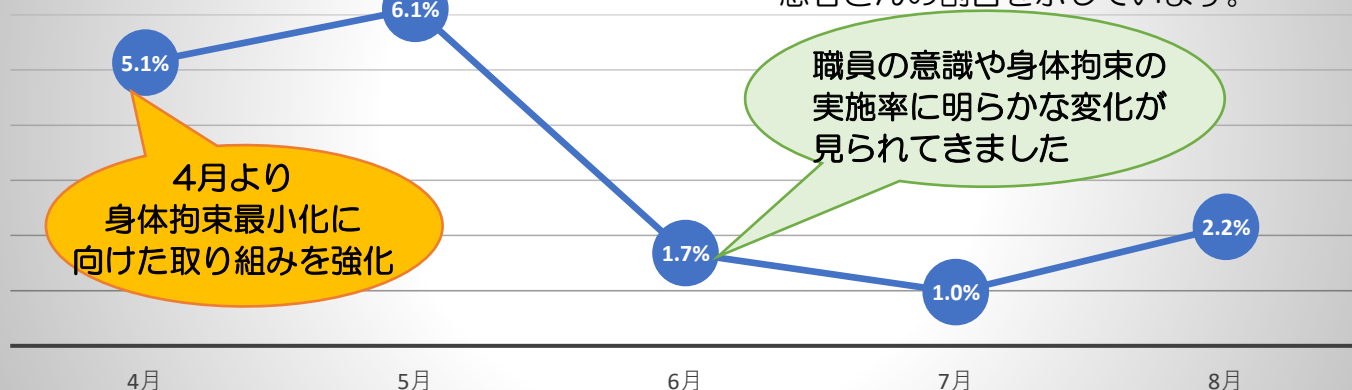
身体拘束最小化宣言！

当院では、患者さん一人ひとりの尊厳を大切にし、
身体拘束をできる限り行わない医療・ケアを目指しています。
やむを得ず身体拘束が必要となる場合には、
その必要性を多職種で検討し、できるだけ早く解除できるような
方法を考え、取り組んでいます。

身体拘束の実施状況(全病棟平均)

令和8年度身体拘束率

※身体拘束率：入院患者さんのうち、身体拘束を実施した
患者さんの割合を示しています。



各病棟の6月～8月に身体拘束を実施した件数

- ・3階北病棟：6件
- ・3階南病棟：0件
- ・4階北病棟：12件
- ・4階南病棟：0件

どのような場合に身体拘束が行われていたの？

- ・治療に必要な点滴や栄養のチューブを抜いてしまう危険が高い場合
- ・手術後、傷や身体に入ったチューブを保護し、
治療を安全に継続する必要がある場合
- ・オムツを外してしまい、何度も衣類を汚染してしまう場合
- ・身体のかゆみが強く、掻きむしって皮膚を傷つけてしまう場合
- ・治療に必要な酸素のチューブを何度も外してしまう場合

身体拘束を減らすための取り組みの検討(抜粋)

身体拘束は、これらの理由だけで行うものではありません！

患者さんの状態を確認し、身体拘束以外の方法がないかを多職種、複数人で検討したうえで必要性を判断しています。

①身体拘束以外の方法を考えます

患者さんが点滴やチューブ類を外そうとするときには、その行動だけを見るのではなく、不快感や痛み、不安などが行動の原因になっていないかを考え、身体拘束以外の方法での解決を検討します。

②患者さんの思いや状態を確認します

落ち着かない、繰り返し動こうとするなどの行動には、必ず理由があります。患者さんの話を聞き、痛みや排泄、睡眠、入院環境など様々な面から、原因を考えます。

③身体拘束が本当に必要か繰り返し見直します

やむを得ず身体拘束を行った場合でも、患者さんの状態を日々、各勤務帯で確認しながら、わずかな時間でも拘束解除してみるなどの取り組みを行います。拘束解除できる時間を日々延ばしていくことで、できるだけ早く外せるよう検討しています。

④多職種で一緒に考えます

医師、看護師、相談員、リハビリスタッフ、薬剤師など多職種で情報共有し、安全を守りながら身体拘束を減らす方法を検討しています。

※新しくなった取り組みとして身体拘束用具を一括管理しています。

今までは、病棟に身体拘束道具を常備していました。

しかし、必要性を十分に検討した上で使用する仕組みを作るために、2026年6月より院内の1箇所ですべての身体拘束具を管理することになりました。

私たちは「身体拘束をしないこと」だけを目指にするのではなく
患者さんが安心して安全に
そしてその人らしく過ごせることを大切にしています。